

墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月6日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第27号

墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例

墨田区公衆便所に関する条例（昭和39年墨田区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表栗原橋際公衆トイレの項を削る。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。